

# 明治大学体育会拳法部 部則

2020年4月1日制定

## 第1章 総則

(名称等)

第1条 当部は、明治大学体育会拳法部と称する。

(目的)

第2条 当部は、日本拳法の競技を通して健全な心身を養い、互いに切磋琢磨することで人格を陶冶し、学業との両立を図りながら有為な人材を育成することで、明治大学及び日本の大学スポーツの発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 活動

(活動)

第3条 当部は、第2条の目的を達成するため、第4条の計画に沿って有益な活動を行う。

2 部長又は監督の許可を得て、第7条に定める以外の者を活動に参加させることができる。

(年間活動計画)

第4条 前条に基づき、年間活動計画を作成し発表する。

(日常活動)

第5条 当部は、第3条を実践するため、次のとおり定期的な活動を行う。

- (1) 練習
- (2) 合宿，試合，及び遠征
- (3) 部総会及び幹部会
- (4) 親睦会
- (5) 会計事務
- (6) その他，部総会で必要と認められたる事項

(加盟登録)

第6条 当部及び部員は、第2条の目的を達成するため、東日本学生拳法連盟及び日本拳法競技連盟に加盟登録を行う。

## 第3章 組織

(組織)

第7条 当部は部員及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 必要に応じて1～2名

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (3) 監督                 | 1名 |
| (4) 補助指導者<br>(部長及び副部長) | 数名 |

第8条 当部に明治大学スポーツ推進本部長から委嘱された部長を置く。

- 2 部長は、部を代表し、部員の入部及び退部を管理するとともに、部の活動に対して教育的立場から指導及び助言を行い、部を統括する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。  
(監督及び補助指導者)

第9条 当部に部長の推薦により、明治大学スポーツ推進本部長から委嘱された監督及び補助指導者を置く。

- 2 監督は、当部が安全かつ円滑に運営できるよう、適切に管理及び指導するとともに、部員に対し競技力向上のために必要な技術指導並びに学業及びスポーツ活動の両立を図るための支援を行う。
- 3 補助指導者は、監督を補佐し、監督に事故あるときは、あらかじめ監督が定めた順位により、その職務を代行する。

#### 第4章 部員

(部員資格)

第10条 当部の部員は明治大学の学生により構成される。

- 2 部員は、明治大学の学生としての品位を堅持し、部則を遵守しなければならない。
- 3 部員としての在籍期間は、原則として4年間とする。

(入部)

第11条 当部への入部希望者は、入部届及び部則厳守の誓約書を提出し、部長及び監督に承認されることにより入部が認められる。

(退部)

第12条 部員が退部しようとするときは、退部理由を明確に記載の上、本人が署名、捺印した退部届を部長に提出し、部長、監督、及び補助指導者で協議の結果、了承されることにより退部が認められる。

- 2 前項において退部が了承された部員について、部長はスポーツ振興事務室へ速やかに退部届を提出する。
- 3 スポーツ特別入学者については、当部においてスポーツ活動を行うこと及び、学業と両立することが本学入学の条件であることから、退部にあたってはスポーツ推進センターによる審査を要する。
- 4 部員に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、部長は監督・補助指導者と協議の上、その部員を退部させることができる。この場合、退部届は部長が作成する。
  - (1) 身体又は精神の障害等により当部での活動に耐えられないと認められた

とき。

- (2) 能力不足又は活動成績不良で当部での活動に適さないと認められたとき。
- (3) 活動態度又は生活態度が不良で注意しても改善しないとき。
- (4) 協調性を欠き、他の部員の活動又は当部の運営に悪影響を及ぼすとき。
- (5) その他当部の部員として適格性がないとき。

(休部及び復部)

第13条 部員が病気、怪我、その他止むを得ない事由により休部する場合は、その事由を明確にし、部長又は監督の許可を得なければならない。

2 休部中であっても定められた部費を納めなければならない。

3 休部の事由が消滅した場合、部長又は監督の許可を得て復部することができる。

## 第5章 学生幹部

(学生幹部)

第14条 当部に次の学生幹部を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 主将   | 1名  |
| (2) 主務   | 1名  |
| (3) 副将   | 若干名 |
| (4) 会計担当 | 1名  |
| (5) 副務   | 若干名 |

2 前項に規定する学生幹部は、監督及び部長の承認を得るものとする。

3 学生幹部の任期は、原則として4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

4 学生幹部は、当部運営と当部に対する理念を備え、活動の計画性、リーダーシップを持ち、部の発展に努めなければならない。

(主将)

第15条 主将は、部員を代表し、部活動及び部員を統率する。

2 主将は必要に応じて学生幹部会議を開催し、当部の運営について協議する。

(主務)

第16条 主務は、当部事務の責任者として、部内の庶務事項を執り行うとともに、部内外との連絡・調整を行わなければならない。

(副将)

第17条 副将は、主将を補佐し、主将不在のときは主将の職務を代行する。

(会計担当)

第18条 会計担当は、部長及び監督の指揮の下に、第25条第3項から第5項に定めるとおり、部費を保管・管理し、厳正に取り扱うとともに、必要な経理処理を行わなければならない。

(副務)

第19条 副務は、主務を補佐し、主務不在のときは主務の職務を代行する。

## 第6章 会議

(部総会)

第20条 当部の運営に関する重要事項を決定するため、部総会を置く。

2 部総会は、第7条に定める者(以下「構成員」という。)をもって組織する。

3 部総会は、年1回定期的に開催し、臨時部総会は部長又は監督が必要と認められた場合開催することができる。

4 監督は、部総会を招集し、その議長となる。

5 部総会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

6 部総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 部総会は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(学生幹部会)

第21条 当部の運営に関して協議するため、学生幹部会を置く。

2 主将は、必要に応じて幹部会を招集し、その議長となる。

3 主将は、協議の内容及びその結果を部長及び監督に報告する。

4 学生幹部会は、必要に応じて、幹部以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## 第7章 運営経費

(会計年度)

第22条 当部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営経費)

第23条 当部の運営に必要な経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(2) 部費

(2) 大学からの各助成金、強化費及び未来サポーター基金

(3) その他

(会計管理)

第24条 部員は当部に在籍中、定められた部費を期日までに納めなければならない。

2 部費の額については会計の運営状況により監督と学生幹部が協議し決定(変更)する。

3 大会、合宿、及び遠征費等で高額出費を部費で賄いきれない場合は、予め部員に通知し臨時の徴求をすることがある。

- 3 前条に規定する経費は適切に管理し、厳正に取り扱うとともに、収入及び支出にかかわる書類を5年間適切に保管することとする。
- 4 会計担当は部長及び監督の指示に基づき、精算報告書を作成し、年度の決算については部長の承認を得ることとする。
- 5 会計担当は部員に対して決算報告を行うこととする。

## 第8章 懲戒

(懲戒)

第25条 懲戒の種類及び程度は、次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させて、将来を戒める。
  - (2) 活動停止 1週間から12週間までの範囲で、当部での活動の全部又は一部を禁止する。
  - (3) 退部 当部から退部させる。
- 2 部員が次の各号のいずれかの行為をした場合において、監督が補助指導者と協議し、部長が承認したときは、部長は情状に応じ、その部員を譴責、活動停止、又は退部とすることができる。
- (1) 学生の品位及び当部部員の体面を著しく傷つけた者
  - (2) 学生の本分である学業を怠った者
  - (3) 部則に違反した者
  - (4) 入部時の誓約に違反した者
  - (5) 活動への取組態度、理解、指導事項において改善されない者
  - (6) 部費及び寮費等を滞納した者
  - (7) その他、公序良俗に反する行為をした者
- 3 前項において退部処分を受けた部員について、部長はスポーツ振興事務室へ速やかに退部届を提出する。この場合の退部届は、部長が作成する。

## 第9章 その他

(実施規定)

第26条 当部則に定めのない事項については、部長及び監督が協議し、決定する。

(部則の改廃)

第27条 当部則を改廃するときは、部総会で決定のうえ部長の承認を要する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この部則は、2020年(令和2年)4月日から施行する。  
(旧部則の廃止)
- 2 明治大学体育会拳法部 部則(1978年4月1日施行)は廃止する。